

平成 24 年 2 月 3 日

愛媛県後期高齢者医療

広域連合長 野志 克仁 様

愛媛県後期高齢者医療広域連合  
懇話会会長 佐々木 信也



愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会意見について（報告）

平成 24 年 1 月 20 日に開催した懇話会における委員意見につきまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱第 6 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

意 見 内 容

後期高齢者医療制度については、国において廃止の方針が打ち出された後、現行制度に代わる新たな高齢者医療制度の検討が進められましたが、未だに国会への改革関連法案の提出がなされておらず、依然として先行きが不透明な状況にあります。

また、医療の高度化や高齢化の進展等による医療給付費の増大に伴って、広域連合の財政は年々厳しさを増しており、昨年度に引き続き今年度も単年度収支が赤字となり翌年度に活用できる剰余金が無くなる状況にあります。

こうした中、広域連合には高齢者の方々が安心して医療が受けられるよう、現行制度の安定かつ円滑な運営が求められております。

このことから、当懇話会としましては、次に掲げる事項について格別のご配慮をいただき、今後の制度運営に反映していただくことを強く要望いたします。

1. 厳しい財政状況の中、平成 24・25 年度保険料の上昇は避けられないが、可能な限り上昇を抑制し被保険者の負担を軽減するため、愛媛県が設置する財政安定化基金を最大限活用すること。
2. 増え続ける医療費を抑制することにより財政運営の安定化を図るため、効果的な医療費適正化事業に取り組むこと。

以 上